

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【四半期会計期間】	第5期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社マツモトキヨシホールディングス
【英訳名】	Matsumotokiyoshi Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 松本 南海雄
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市新松戸東9番地1
【電話番号】	047(344)5110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 小松 栄二
【最寄りの連絡場所】	千葉県松戸市新松戸1丁目483番地
【電話番号】	047(344)5110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 小松 栄二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期 第2四半期 連結累計期間	第5期 第2四半期 連結累計期間	第4期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	212,718	214,760	428,184
経常利益(百万円)	8,137	9,168	17,497
四半期(当期)純利益(百万円)	1,859	4,418	7,291
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,668	4,880	7,341
純資産額(百万円)	104,796	110,267	109,987
総資産額(百万円)	219,403	212,722	217,661
1株当たり四半期(当期)純利益金 額(円)	38.63	93.82	151.48
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	37.36	80.08	137.63
自己資本比率(%)	47.1	51.1	49.8
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,274	9,872	11,266
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,877	2,286	6,135
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,289	9,697	5,811
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	13,329	8,430	10,542

回次	第4期 第2四半期 連結会計期間	第5期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	49.54	48.50

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第4期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日～平成23年9月30日）における日本経済の状況は、東日本大震災の影響により不安定な状態となっていた経済活動や個人消費に持ち直しの兆しが見られました。しかしながら、欧州の金融不安・米国の景気減速のほか、それらに伴う円高の進行・株価の下落などにより、景気が下振れする懸念が存在し、先行きは依然として予断を許さない状況で推移いたしました。

ドラッグストア業界におきましては、震災の影響による生活用品や夏の節電対応に伴う関連商材の需要増加など、堅調に推移したものの、雇用情勢の悪化や所得減少など、先行き不透明な状況から依然として、消費マインドの冷え込みが続いております。

このような環境のなか、当社グループは厳しい環境下においても安定して利益を創出できる収益基盤を確立すべく、3つの重点施策（ドラッグストア事業の抜本的な収益改善 収益構造改革 人材育成と組織の活性化）を取り組むことで、営業力強化と経営効率の改善に努めてまいりました。

営業活動におきましては、お客様ニーズ・地域環境を反映したMKカスタマー（プライベートブランド商品）を含めた品揃えの拡充や専門人材によるコンサルティング体制の強化など、顧客満足度の向上と共に、常に新しい付加価値の創出と心のこもったサービスの提供を推進してまいりました。

また、新規出店に関しましては、関東地域を中心にグループとして40店舗を出店いたしました。更なるお客様ニーズの取り込み、環境変化への対応、既存店舗の活性化を重点に57店舗で改装を実施し、スクラップ&ビルドを含め将来業績に貢献の見込めない25店舗を閉鎖いたしました。

その結果、当第2四半期連結会計期間末におけるグループ店舗数は、1,228店舗となり前連結会計年度末と比較して15店舗増加いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間は、売上高2,147億60百万円（前年同期比1.0%増）、営業利益82億83百万円（同16.1%増）、経常利益91億68百万円（同12.7%増）、四半期純利益44億18百万円（同137.7%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### < 小売事業 >

小売事業の第1四半期連結会計期間におきましては、花粉飛散量の増加に伴う関連商材の伸長、夏の節電需要に対応した冷却商材・制汗剤及びシーズン商品の販売増加など、好調に推移いたしました。第2四半期連結会計期間では、6月から引き続き、節電需要に対応した関連商材や気温上昇に伴う熱中症対策商品が好調に推移いたしました。一方、8月での気温・天候要件から夏後半におけるシーズン商品の不振や震災影響に伴い一部の都市型店舗では、アジア地域からの観光客が減少するなど、苦戦を強いられました。

#### < 卸売事業 >

卸売事業は、前期におけるFC契約並びに既存契約企業の新規出店に対する商品供給など、堅調に推移しております。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は2,023億63百万円（前年同期比1.0%増）、卸売事業108億14百万円（同0.6%減）、管理サポート事業15億82百万円（同5.0%増）となりました。

## (2) 財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は2,127億22百万円となり、前連結会計年度末に比べて49億38百万円減少いたしました。主な要因は、商品が10億63百万円増加したものの、現金及び預金が21億11百万円、受取手形及び売掛金が11億54百万円、貯蔵品が11億18百万円、それぞれ減少したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は1,024億54百万円となり、前連結会計年度末に比べて52億19百万円減少いたしました。主な要因は、短期借入金が46億円減少したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は1,102億67百万円となり、前連結会計年度末に比べて2億80百万円増加いたしました。主な要因は、自己株式29億95百万円の増加や、剰余金の配当14億44百万円による減少があったものの、四半期純利益44億18百万円を計上したことによるものです。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は84億30百万円となり、前連結会計年度末と比較して21億11百万円の減少となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは98億72百万円の収入（前年同期比25億98百万円の収入増）となりました。主なプラス要因は、税金等調整前四半期純利益81億78百万円、減価償却費22億28百万円、売上債権の減少額11億52百万円であり、主なマイナス要因は、法人税等の支払額32億72百万円、未払金の減少額14億49百万円であります。

## (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは22億86百万円の支出（前年同期比4億9百万円の支出増）となりました。主な要因は、敷金及び保証金の回収による収入2億46百万円があったものの、有形固定資産の取得による支出12億38百万円、敷金及び保証金の差入による支出7億54百万円があったことによるものです。

## (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは96億97百万円の支出（前年同期比64億7百万円の支出増）となりました。主な要因は、短期借入金の減少額46億円、自己株式の取得による支出30億円、配当金の支払額14億42百万円があったことによるものです。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

## 基本方針の内容

当社グループでは、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。また、持株会社である当社は、当社グループ及びグループ会社の経営戦略の策定、承認、及びその進捗管理等を行う監督機能を有し、これに基づきグループ各社が業務を執行するという体制を構築します。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の4つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めてまいります。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を発揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、関係会社を含め、社員一人ひとりに法律遵守の意識を徹底させてまいります。

当社グループは、これらの継続的な活動を通じて株主はもとより、取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長のある企業を実現し、企業価値及び株主共同の利益をより高めていくことを基本方針としております。

#### 不適切な支配の防止のための取組み

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には当社株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（買付け方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といいます。）、結果として大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対し、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社グループの従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社の企業価値を毀損させるものでないかを判断するため、平成19年10月1日開催の取締役会において、当社株式の大規模な買付行為への対応策（以下「原プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。また、原プランは平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、1年間継続することをご承認いただいております。

なお、当社は原プラン導入後の情勢変化等を考慮し、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の確保の観点から、原プランのあり方について、継続的に検討してまいりました。その結果、平成21年5月27日開催の取締役会において、取締役会による検討期間の一体化及びそれに伴う延長期間を設定すること、取締役会で対抗措置の発動にあたり株主総会の承認を得る場合の手続きについて明記すること、有効期間を1年間から3年間に延長すること、対抗措置の発動の中止を追加することなど、一部修正した新プラン（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成21年6月26日開催の第2回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの詳細につきましては、平成21年5月27日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次のURLにてご参照ください。

([http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/00000122\\_p.pdf](http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/00000122_p.pdf))

#### 上記 の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、当社取締役会に対する必要情報の提供が完了した日から60日間を上限として、当該大規模買付行為について、評価、検討、交渉、意見形成及び代替案の立案のために必要な期間（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に適うか、第1次的な判断を行います。

なお、当社取締役会は、取締役会評価期間について、必要に応じて、独立委員会に諮問の上、当初設定期間から更に30日を限度として延長することができるものとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合には、延長するに先立ち、延長期間及びその理由を公表いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為について、独立委員会（後記）に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言及び監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は3名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。

独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客観性を確保することを目的とします。当社取締役会は、前記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることができます。また、独立委員会は、合理性、客観性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の勧告は公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客観性・公正性・合理性を確保できると考えております。

#### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	210,000,000
計	210,000,000

## 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	53,579,014	53,579,014	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	53,579,014	53,579,014	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

## 第2回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年7月15日
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自平成23年8月3日 至平成63年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,340 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が普通株式の株式分割または株式併合を行うときは、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、またはその他上記の目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、それぞれの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整するものとする。

2. 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる額とする。
3. 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

( 2 ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記( 1 )の資本金等増加限度額から上記( 1 )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりとする。

( 1 ) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

( 2 ) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権を行使することができない。新株予約権者が、在任中に禁錮以上の刑に処せられた場合

新株予約権者またはその法定相続人が、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

( 3 ) 新株予約権者が死亡した場合、相続人( 1名に限る )は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。

( 4 ) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

( 5 ) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	53,579,014	-	21,086	-	21,866



## (6)【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
松本南海雄	千葉県松戸市	5,917.0	11.04
ノーザントラストカンパニー(エイ ブイエフシー)サブアカウントアメ リカンクライアント(常任代理人香 港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	5,914.9	11.04
松本鉄男	千葉県松戸市	5,615.4	10.48
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口・信託口4・信託 口1・信託口6・信託口3・信託口 9・信託口2・信託口7・信託口8 ・信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,462.4	6.46
ノーザントラストカンパニーエイブ イエフシーリユーエスタックスエグ ゼンブテドペンションファンズ(常 任代理人香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,261.0	4.22
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1-2	2,255.4	4.21
エーザイ株式会社	東京都文京区小石川4丁目6番10号	1,407.5	2.63
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,092.1	2.04
メロンバンクエヌエーアズエージェ ントフォーイッククライアントメロ ンオムニバスユーエスペンション (常任代理人株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16-13)	704.9	1.32
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー(常任代理人株式 会社みずほコーポレート銀行決済営 業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16-13)	580.2	1.08
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー505223(常 任代理人株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16-13)	579.4	1.08
計	-	29,790.3	55.60

(注) 1. 当社は、自己株式7,132.8千株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

2. 松本南海雄については、株式会社南海公産(松本南海雄の所有割合77.21%)の所有株式数を合計して記載しております。なお、同社の所有株式数は、1,743.5千株であります。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口・信託口4・信託口1・信託口6・信託口3・信託口9・信託口2・信託口7・信託口8・信託口5)の所有株式の内訳は、信託口1,099.9千株、信託口4460.8千株、信託口1283.2千株、信託口6276.0千株、信託口3254.1千株、信託口9245.1千株、信託口2220.2千株、信託口7210.6千株、信託口8207.3千株、信託口5205.2千株であります。

4. シルチェスター・パートナーズ・リミテッド（シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドから商号変更）から平成22年11月8日付（報告義務発生日 平成22年11月1日）で大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーを共同保有者として追加し、シルチェスター・パートナーズ・リミテッドの投資運用事業を平成22年11月1日をもって同社へ譲渡した旨、報告がありました。

当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況に含めておりません。

なお、当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
シルチェスター・パートナーズ・リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティー エル, プルトン ストリート1, タイムアン ドライブビル5階	0.0	0
シルチェスター・インターナショナル・ インベスターズ・エルエルピー	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティー エル, プルトン ストリート1, タイムアン ドライブビル5階	8,389.9	15.66

5. ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシーから平成19年8月7日付（報告義務発生日 平成19年5月17日）で大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付がありましたが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況に含めておりません。なお、当該大量保有報告書は、当社設立以前に株式会社マツモトキヨシへ提出されたものであります。

当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ボストン・カンパニー・アセット・マ ネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国, マサチューセッツ州 02108-4408, ボストン, ワン・ボストン・ブ レイス, メロン・フィナンシャル・センター	3,340.5	6.23

6. ハリス・アソシエーツ・エル・ピーから平成23年7月4日付(報告義務発生日 平成23年6月29日)で大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付がありました。当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況に含めておりません。

なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ハリス・アソシエーツ・エル・ピー	60602, アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市 スイート500, ノースラサール街2番地	2,187.6	4.08

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7,132,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,386,500	463,865	-
単元未満株式	普通株式 59,714	-	-
発行済株式総数	53,579,014	-	-
総株主の議決権	-	463,865	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれており、「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が50株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数11個が含まれております。

## 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マツモトキヨシホールディングス	千葉県松戸市新松戸東9番地1	7,132,800	-	7,132,800	13.31
計	-	7,132,800	-	7,132,800	13.31

## 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,542	8,430
受取手形及び売掛金	11,643	10,489
商品	57,342	58,406
貯蔵品	1,775	657
その他	13,500	12,955
貸倒引当金	140	285
流動資産合計	94,665	90,654
固定資産		
有形固定資産		
土地	41,488	41,126
その他	21,417	21,278
有形固定資産合計	62,906	62,405
無形固定資産		
のれん	7,024	6,729
その他	3,115	2,926
無形固定資産合計	10,140	9,655
投資その他の資産		
敷金及び保証金	35,541	35,240
その他	15,408	15,755
貸倒引当金	999	989
投資その他の資産合計	49,949	50,006
固定資産合計	122,995	122,067
資産合計	217,661	212,722

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	54,812	55,305
短期借入金	6,400	1,800
1年内返済予定の長期借入金	372	372
未払法人税等	3,437	4,094
賞与引当金	2,635	2,927
ポイント引当金	2,122	2,544
資産除去債務	4	15
その他	10,669	8,455
流動負債合計	80,454	75,517
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	15,000	15,000
長期借入金	752	566
退職給付引当金	846	890
資産除去債務	3,338	3,370
その他	7,282	7,109
固定負債合計	27,219	26,937
負債合計	107,673	102,454
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,086	21,086
資本剰余金	21,866	21,866
利益剰余金	80,289	83,261
自己株式	13,757	16,753
株主資本合計	109,483	109,460
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,061	721
その他の包括利益累計額合計	1,061	721
新株予約権	8	14
少数株主持分	1,555	1,513
純資産合計	109,987	110,267
負債純資産合計	217,661	212,722

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	212,718	214,760
売上原価	154,043	154,640
売上総利益	58,674	60,119
販売費及び一般管理費		
ポイント引当金繰入額	945	422
給料及び手当	16,612	17,405
賞与引当金繰入額	2,723	2,914
退職給付費用	688	386
地代家賃	11,012	11,417
その他	19,560	19,289
販売費及び一般管理費合計	51,542	51,836
営業利益	7,132	8,283
営業外収益		
受取利息	106	102
受取配当金	80	124
固定資産受贈益	212	178
発注処理手数料	228	241
その他	678	318
営業外収益合計	1,305	966
営業外費用		
支払利息	125	42
貸倒引当金繰入額	52	-
持分法による投資損失	60	9
その他	61	29
営業外費用合計	299	80
経常利益	8,137	9,168



(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	3	22
貸倒引当金戻入額	77	-
段階取得に係る差益	116	-
その他	8	0
特別利益合計	204	22
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	-	1
固定資産除却損	217	105
減損損失	919	621
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,314	-
災害による損失	-	16
その他	270	266
特別損失合計	3,721	1,012
税金等調整前四半期純利益	4,621	8,178
法人税、住民税及び事業税	3,839	3,954
法人税等調整額	1,143	310
法人税等合計	2,695	3,643
少数株主損益調整前四半期純利益	1,925	4,534
少数株主利益	66	116
四半期純利益	1,859	4,418

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,925	4,534
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	256	345
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	256	345
四半期包括利益	1,668	4,880
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,602	4,758
少数株主に係る四半期包括利益	65	121

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	4,621	8,178
減価償却費	2,002	2,228
減損損失	919	621
のれん償却額	378	382
賞与引当金の増減額(は減少)	194	292
貸倒引当金の増減額(は減少)	10	134
ポイント引当金の増減額(は減少)	802	422
退職給付引当金の増減額(は減少)	338	44
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	57	-
受取利息及び受取配当金	186	227
支払利息	125	42
持分法による投資損益(は益)	60	9
固定資産除却損	217	105
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,314	-
売上債権の増減額(は増加)	429	1,152
たな卸資産の増減額(は増加)	2,145	55
仕入債務の増減額(は減少)	2,019	493
預り金の増減額(は減少)	70	291
未収入金の増減額(は増加)	1,571	62
未払金の増減額(は減少)	543	1,449
その他	89	280
小計	11,034	12,411
利息及び配当金の受取額	90	134
利息の支払額	116	40
法人税等の支払額	4,369	3,272
法人税等の還付額	635	640
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,274	9,872

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	6	-
定期預金の払戻による収入	679	-
有形固定資産の取得による支出	1,736	1,238
無形固定資産の取得による支出	251	242
敷金及び保証金の差入による支出	811	754
敷金及び保証金の回収による収入	490	246
子会社株式の取得による支出	37	251
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	81	-
貸付金の回収による収入	4	2
その他	289	49
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,877	2,286
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	7,878	4,600
リース債務の返済による支出	299	468
長期借入れによる収入	500	-
長期借入金の返済による支出	9,575	186
社債の発行による収入	14,966	-
社債の償還による支出	124	-
自己株式の取得による支出	2	3,000
配当金の支払額	954	1,442
その他の収入	76	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,289	9,697
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,107	2,111
現金及び現金同等物の期首残高	11,222	10,542
現金及び現金同等物の四半期末残高	13,329	8,430

## 【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

## 【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

## 【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>当座貸越契約</b> 当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために取引金融機関7行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく、当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越契約の総額 25,000 百万円 借入金実行残高 6,400 差引額 18,600	<b>当座貸越契約</b> 当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために取引金融機関7行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく、当第2四半期連結会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越契約の総額 25,000 百万円 借入金実行残高 1,800 差引額 23,200

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</b> (平成22年9月30日現在) (百万円)	<b>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</b> (平成23年9月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 13,329 現金及び現金同等物 13,329	現金及び預金勘定 8,430 現金及び現金同等物 8,430

## (株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

## 1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	954	20	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

## 2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	481	10	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

## 3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年12月25日開催の取締役会決議に基づき、平成22年4月1日に株式会社ミドリ薬品を株式交換により完全子会社化いたしました。その際、当社保有の自己株式399千株(発行済株式総数に占める割合0.7%)が交付され減少しております。

このほか、単元未満株式の買取による増加1千株や売却による減少32千株があった結果、当第2四半期連結累計期間において自己株式が1,073百万円減少し、当第2四半期連結会計期間末の自己株式が13,756百万円となっております。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

## 1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,444	30	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額30円には、記念配当(株式上場20周年記念)10円が含まれております。

## 2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	464	10	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

## 3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成23年4月22日開催の取締役会決議に基づき、平成23年4月25日から平成23年7月4日までの期間に自己株式1,694千株(取得価額の総額2,999百万円)を取得しております。

このほか、単元未満株式の買取による増加0千株や売却による減少0千株、ストック・オプションの行使による減少1千株があった結果、当第2四半期連結累計期間において自己株式が2,995百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末の自己株式が16,753百万円となっております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	128,054	72,276	475	10,405	1,507	212,718	-	212,718
セグメント間の 内部売上高又は振替高	14	0	141,682	24,531	5,821	172,051	172,051	-
計	128,068	72,276	142,158	34,937	7,328	384,769	172,051	212,718
セグメント利益	5,773	751	101	133	618	7,377	245	7,132

(注)1.セグメント利益の調整額 245百万円には、のれんの償却額 374百万円及びセグメント間取引消去128百万円が含まれております。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額919百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で442百万円、「その他小売事業」で357百万円、「管理サポート事業」で150百万円となり、連結決算における消去・調整で 30百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	128,405	73,958	257	10,556	1,582	214,760	-	214,760
セグメント間の 内部売上高又は振替高	15	0	142,687	25,437	5,380	173,520	173,520	-
計	128,421	73,958	142,944	35,994	6,962	388,280	173,520	214,760
セグメント利益又は セグメント損失( )	6,037	1,894	352	2	221	8,502	219	8,283

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額 219百万円には、のれんの償却額 379百万円及びセグメント間取引消去159百万円が含まれております。

2. セグメント利益又はセグメント損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額621百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で570百万円、「その他小売事業」で75百万円となり、連結決算における消去・調整で 25百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。



## (金融商品関係)

金融商品については、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

## (有価証券関係)

その他有価証券で時価のあるものは、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

## (企業結合等関係)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	38円63銭	93円82銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,859	4,418
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,859	4,418
普通株式の期中平均株式数(千株)	48,136	47,096
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	37円36銭	80円08銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	0	2
(うち事務手数料(税額相当額控除後) (百万円))	(0)	(2)
普通株式増加数(千株)	1,640	8,109
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

## 配当について

平成23年11月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 464百万円

(ロ) 1株当たりの金額 10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月5日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月9日

株式会社 マツモトキヨシホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 吉村 孝郎 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 岡田 雅史 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。